

呉市児童館の休館の基準

呉市こども部こども支援課

台風・大雨等により警報（大雨・津波・高潮・洪水・暴風）（以下「警報」という。）若しくは警戒レベル3（高齢者避難）以上の避難情報（以下「避難情報」という。）が発令された場合又は地震が発生した場合の児童館の休館の取扱いとは原則として次のとおりとし、臨時に休館する場合は、あらかじめ呉市と指定管理者で協議するものとする。ただし、臨時に休館する場合においても、児童等が来館したときに対応するため、当該児童館に1人以上職員を配置するものとする。

1 警報又は避難情報が発令された場合

(1) 開館前に、呉市に警報又は避難情報が発令された場合

ア 平日の場合

午前11時までに警報及び避難情報が解除された場合は、通常どおり開館するものとし、解除されていない場合は、終日、臨時休館するものとする。

イ ア以外の場合

午前8時までに警報及び避難情報が解除された場合は、通常どおり開館するものとし、解除されていない場合は、終日、臨時休館するものとする。

(2) 開館中に、呉市に警報又は避難情報が発令された場合

臨時に休館とするものとし、児童の安全を確保した上で、保護者に児童のお迎えを依頼するものとする。

2 呉市内で地震が発生した場合

(1) 震度4以下の地震が発生した場合

開館前、開館中を問わず、原則として、開館するものとする。ただし、呉市内に避難指示が発令されている場合や建物が著しく破損している場合は、臨時に休館とするものとする。この場合は震度5弱以上の地震が発生した場合と同様の対応とする。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

ア 開館前

終日、臨時に休館するものとする。

イ 開館中

終日、臨時に休館するものとする。建物が破損がない場合は、児童の安全を確保した上で、保護者に児童のお迎えを依頼するものとする。建物が著しく破損している場合は、外部の避難場所に避難し、保護者に避難場所を連絡し、児童のお迎えを依頼する。

3 その他

上記1、2によらない場合も、児童の安全を第一に考え、呉市と指定管理者が協議し、児童館を臨時に休館する場合があるものとする。

付 則

この基準は令和7年11月18日から実施する。